

スイスの農薬削減

—2027年にリスク半減を目指す—

理事研究員 平澤明彦

スイスは2027年までに農薬のリスクを半減する目標を法律で定めており(注1)、その重要な施策として直接支払いとその環境要件が用いられている。また、実態把握のために農薬の流通と使用を記録するデータベースが準備されている。

1 行動計画

スイス政府は2017年に「植物保護製品のリスク削減と持続可能な使用のための行動計画」を採択した。この計画は2012年に議会から、EU加盟国と同様の行動計画を検討するよう要請を受けて策定された。農薬の各種リスクを整理したうえで、農薬によるリスクを2027年までに半減するなど8つの目標と13の中間目標を設定し、リスク(地表水、使用者、非標的生物に対するもの)、使用(使用と排出の削減、作物の防御)、関連施策(情報、監視、研究、訓練・普及)に関する包括的な対策を講じた。

2 農薬リスク削減法

2021年3月に「農薬の使用にかかるリスクの削減に関する法律」(以下、農薬リスク削減法)が制定され、上記の行動計画を後押しすることになった。この法律は2018年に提出された二つの国民発議に対抗するため、議会発議により策定された。二つの国民発議はいずれもスイスにおける農薬使用の廃止を目指すものであった。議会と政府は、国民発議の要求は極端で現実的ではないとして反対し、国民投票での可決を防ぐため、それに先んじて、実施中の行動計画のうち農薬の削減に関する

側面を強化する法律を導入したのである。その結果、国民発議は2021年6月の国民投票で否決された(支持率はいずれも4割弱)。

農薬リスク削減法は、農業法の改正により、農薬が地表水や動植物生息地に及ぼすリスクと地下水への悪影響を2027年までに半減(2012-2015年対比)させる目標を定めた。対応が不十分であれば2027年以降の削減方針を定めることもできる。また、目標の未達成が予想される場合、2025年までに、特にリスクの大きな農薬の登録を取り消す。国は農薬の使用を記録する中央情報システムを設け、業務で農薬を使用する者は入力を義務付けられる。また、農業者以外が使用する農薬と、殺生物剤(注2) (農業以外で用いられる類似の薬剤)も規制の対象として別途目標を定める。さらに、川上部門の産業に関しては、水質基準を満たさない農薬の認可・承認を撤回(注3)するほか、農薬の販売データ提供を義務付ける。

2024年5月に公表された2022年までの実績に関する中間報告書によれば、農薬リスク削減法の目標と、それを除く行動計画の目標もその大部分がおそらく達成可能である。

なお、この法律は農薬以外に、養分損失(窒素とリン)の削減目標と、肥料および濃厚飼料の取引の報告義務についても定めている(注4)。連邦は(報告データにより)国および地域の養分収支を算定できる。

3 直接支払いによる誘導

農薬のリスク削減を促進するため、農業政策においては直接支払制度を改正し、環境要件を強化するとともに新たな直接支払いが導

入された。

スイスは従来から直接支払いに高度な環境要件を課しており、農地の98%が対象に含まれる。農薬に関しては総合防除(農薬の使用は最後の手段として各種防除手段を用いる)の実施と選択的使用が定められている。それに加えて2023年から、潜在的なリスクの高い有効成分を含む農薬は、代替品が無い場合を除いて使用を禁止された。また、農薬を使用する際は、有益生物(花粉媒介者や益虫)を保護する製品を優先し、かつ周囲への拡散の低減策を講じる必要がある。生物多様性促進用地(農地の7%を充てる)に関しては、輪作地の3.5%を含めることが要件に加えられた。

また、農薬の削減を奨励する新たな直接支払制度が追加された。農薬不使用、有益生物のための混合播種(原則として無農薬)、畝間を広げた穀物作付け(農薬を制限)の3種類である。財源は他の直接支払い(供給保障支払い)の減額によってねん出された。

4 現地の声

農薬の使用に関する直接支払いの環境要件は、作物の種類や地域、季節によって異なる制限を定めている。農家及び関係機関(2024年8月の現地聞取)によれば、規定の順守を確認するためには農薬使用の詳細な作業記録が必要とされる。4年に一度は環境要件や水質保護に関する農場の現地検査があり、その中で農薬の記録も調べられる。現状は手書きで記録する農業者が多いとのことであるが、今後

(注1)EUでは同様の法制案が2023年に撤回された。

(注2)化学物質法の改正による。

(注3)水質保全法の改正による。

(注4)肥料について詳細は阮蔚「スイスの耕畜連携環境、農業持続性を両立」(農業協同組合新聞、2024年10月30日)を参照。

はそうした記録の内容を電子的に報告することになる。

以前からEUの動きに合わせて農薬の登録解除が続いているため、耐性の発生が懸念されている。また、必要に迫られた場合は州政府に例外的な農薬使用を申請することが可能であるが、申請はかなり多いという。

5 中央情報システム

連邦農業局は農薬(と肥料)の取引と使用を記録する中央情報システム「digiFLUX^{ディーギーフラックス}」を開発中である。開発には利用者となる業界が参加し、使い易さと既存データの再利用を重視しているという。

2026年から農薬の販売業者に取引の報告が義務付けられる。買い手の農家等はシステム上で実績を確認する。納品データを承認するだけで済むため、購入の報告が不要になる。取引データは販売者と購入者、製品・数量・納品日を特定し、製品カタログの各種データが付加される。

そして2027年から農場等での使用に関する報告が義務付けられる。当初の3年間は簡易申告(農場単位で納入業者別の納品確認と在庫の報告を年次で行う)が原則であり、圃場別詳細データ(作物・日付・面積・場所)の報告は任意である。簡易申告の2030年以降における継続については別途検討される。

農業者による報告は、データの重複入力を避けて「入力は一度だけ」にすることを目指しており、民間の農場管理ソフトや、州の農業者報告システム等とのデータ連携を可能にする予定である。

(ひらさわ あきひこ)